

【重症心身障がい児者等医療型短期入所】

～医療的ケアが必要な重症心身障がい児者等の方々のためのショートステイ事業～

対象者：大阪市内に居住する障がい児者の方で、次の1～4のいずれかに該当し、呼吸管理、吸引頻度、栄養摂取等に関する判定スコア（※）が10点以上の方。

1. 重症心身障がい児
2. 障がい支援区分5以上に該当し、重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している方
3. 障がい支援区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方
4. 障がい支援区分5以上に該当し、進行性筋委縮症に罹患している方

（※）判定スコアとは、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成30年3月5日保医発0305第2号）の別添6の別紙14「超重症児（者）・準超重症児（者）の判定基準」の2. 判定スコアを指し、実施機関で判定を行います。

サービス内容：次の医療機関において、対象者を受入れるための病床を確保し、対象者又はその保護者からの利用申込みに応じて、医療型短期入所サービスを提供します。

実施機関：●淀川キリスト教病院

所在地：東淀川区柴島1-7-50 電話：0120-364-489

●社会医療法人 大道会 ボバース記念病院

所在地：城東区東中浜1-6-5 電話：6962-3131

●石井記念愛染園 附属愛染橋病院

所在地：浪速区日本橋5-16-15 電話：6634-8901

●大阪市立総合医療センター

所在地：都島区都島本通2-13-22 電話：6929-1221

●大阪急性期・総合医療センター

所在地：住吉区万代東3-1-56 電話：6692-1201

●社会医療法人 愛仁会 千船病院

所在地：西淀川区福町3-2-39 電話：6471-9541

ご利用方法：利用にあたっては、事前にお住まいの各区保健福祉センターで障がい福祉サービスの支給決定を受けていただく必要があります。また、利用に応じて一定の費用負担が必要となりますが、負担上限月額や軽減措置が設けられています。（食費等は実費負担）

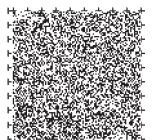
申し込み先：利用の際は、直接実施機関へのお申し込みとなります。

事前登録などの申込方法については、各実施機関へお問い合わせ下さい。

《別途、医療的ケアに対応できる短期入所施設》

●大阪発達総合療育センター フェニックス

所在地：東住吉区山坂5-11-21 電話：6699-8731



【重症心身障がい児者医療コーディネート事業】 身 知

かかりつけ医で対応ができない場合や急病等になった場合、専任の医療コーディネーターが症状に合わせて連携医療機関等への受入調整を行うほか、必要に応じて応急的処置等を行います。

また、高度専門病院の主治医以外にかかりつけ医を持たない方については、できる限り、お近くのかかりつけ医をお持ちいただけるよう相談や受入調整を行います。

医師及び看護師が医療コーディネーターとなり、あらかじめ登録いただいた利用者の基礎疾患等の情報をもとに利用者 と連携医療機関等をつなぐことで、スムーズな受入を図ります。

対 象 者：大阪市に住民登録があり、身体障がい者手帳1級又は2級に加え、療育手帳Aをお持ちの方

委託先医療機関：大阪発達総合療育センター
重症心身障がい児者医療コーディネート事業室
所在地：東住吉区山坂5-11-21
電 話：4967-4300

対 応 時 間：平日9:00～21:00 土曜日9:00～14:00
日曜日・祝日9:00～16:00

ご 利 用 方 法：医療コーディネートを利用するためには、事前に障がいや病状等の情報を登録する必要があります。

申 し 込 み 先：「情報登録書」に記入していただく必要がありますので、下記までご連絡ください。

大阪市健康局健康推進部健康施策課
電 話：6208-9940

